消費税率の引き上げに伴う各種制度の変更についての大切なお知らせ

介護保険料

庄原市の 65 歳以上の方の介護保険料は、平成 30 年度から令和２年度の期間に、庄原市で必要な介護サービスの費用が賄えるよう算出された「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう 11 段階に分けています。

10 月からの、消費税率の引き上げに伴い、第１段階、第２段階、第３段階の区分に該当する方の介護保険料については、下表のとおり保険料の負担がさらに軽減されます。

※第1段階については、平成 27 年４月から、基準額に対する割合を「0.5」から「0.45」に軽減しています。

負担軽減後の介護保険料（令和元年度）　※基準額　80,640 円（年額）

	第１段階	第２段階	第３段階
対　象　者	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80 万円以下	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超120 万円以下	・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超
＜平成30年度＞介護保険料	36,288円（←40,320 円） ※軽減額:4,032円	60,480 円	60,480 円
基準額に対する割合	0.45（←0.5） ※軽減率:0.05	0.75	0.75
＜令和元年度＞介護保険料	30,240 円（←40,320 円） ※軽減額:10,080円	50,400 円（←60,480 円） ※軽減額:10,080円	58,464 円（←60,480 円） ※軽減額:2,016円
基準額に対する割合	0.375（←0.5） ※軽減率:0.125	0.625（←0.75） ※軽減率:0.125	0.725（←0.75） ※軽減率:0.025

●ご自身の介護保険料の段階については、「令和元年度介護保険料納入通知書」の内容をご確認ください。（６月 14 日発送予定）

高齢者福祉課介護保険係　☎ 0824－73－1167

年金生活者支援給付金

10 月１日から、所得の低い年金受給者を対象に、「年金生活者支援給付金制度」が開始されます。対象者や支給額は、受けている年金の種類や保険料を納めた期間などによって異なります。（注 1）

本制度の対象となる方には、日本年金機構から９月以降に請求書（はがき）が随時発送される予定です。（※なお､本年度の年金額は、昨年度に対して 0.1％の増額となります。）

※注１
老齢年金生活者支援給付金の場合、次の支給要件①～③を満たしている必要があります。なお、支払いは、基本的に年金の支払日と同日に行われます。（10 月・11 月分を 12 月中旬など）
① 65 歳以上で老齢基礎年金を受けている方
②請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方
③前年の年金収入額と所得額の合計が 879,300 円以下である方

（例）老齢年金生活者支援給付金の場合

保険料納付済期間	給付金額（月額）
480 月	5,000 円
240 月	2,500 円
120 月	1,250 円

制度の詳細や支給額などの問い合わせ
三次年金事務所（日本年金機構）**☎0824-62-3107**
※自動音声案内に従って該当する番号をプッシュ

後期高齢者医療保険料

所得の低い方の後期高齢者医療保険料については、制度の創設（平成 20 年）から当面の暫定措置として特例的に均等割が軽減されてきましたが、消費税率の引き上げに伴い、介護保険料の負担の軽減や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、総合的な見直しが行われ、軽減割合が変更になります。

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで９割軽減（保険料 4,550 円／年）となっていた方は、本年度は８割軽減（保険料 9,100 円／年）に変わります。

対象者：世帯内の被保険者と世帯主の平成 30 年中所得の合計額が 33 万円以下の場合で、世帯内の被保険者全員の所得額（公的年金の所得は控除額を 80 万円として計算）が０円となる方

●ご自身の後期高齢者医療保険料については、「令和元年度後期高齢者医療保険料納入通知書」の内容をご確認ください。（７月 12 日発送予定）

保健医療課医療予防係　☎ 0824－73－1155